

くは他への依存をもはや感じていない場合、社会のもっている傾向に対応するニードは、経済的な福祉と同様に重要である。

(b) 老齢者のもっている諸問題は、社会的活動の組織的な調整という手段で解決されるべきで、社会福祉の手段で解決されるべきではない。

(c) 賃金を支払われる有償もしくは無償で就労しているかあるいは経済活動に従事するすべての人びとは、平等な承認を与えられるべきで、そうすれば、年金受給者は常傭の雇用に就かないで、自尊心を得ることができる。

Ludzi starsi ich stosunok do pracy i do jej zaprzestanie,
Praca i zabezpieczenie społeczne, No. 8 - 9, 1971, pp. 45 - 51 ;
No. 49, 72/73.

労働不能への補償

Helen Bolderson (イギリス)

本稿には、廃疾者に対する各種の現金給付の規定が根拠としている異なった考え方の検討と、戦争年金、産業傷害および廃疾給付を支給する諸制度の歴史的な推移は、どうしてそれらの諸制度の間に相違をもたらしたかにかんする考察が論述されている。

廃疾者に対する現金給付の諸制度に含まれている不平等、異常およびギャップは、無数であり、かつ十分に証明されている。しかし、これら3グループにおける広範な分野は、現在実施されているか、あるいは、提案してきた諸給付につい

て可能である。つまり、それらは偶発的事故への給付、受給に値する支払いの給付、および補償として支払う贈物と呼ぶことができる。これらのうち1番目——すなわち、偶発的事故への給付——は、廃疾によって生じた収入の喪失を減少させることだけを目的としている。それらの給付は稼得に対する完全なもしくは部分的な不能を条件としており、また、労働不能の発生前における収入、および、もし適切であれば、廃疾者として稼得できる現在の収入と関連づけられるかも知れない。基本的には、それらの諸給付は財政的なニードをもたらす他の偶発的事故——失業、配偶者の死亡および老齢に対する諸給付——と異なるし、したがって、それらの給付が廃疾者を別な階層として取扱わないという利点を、それらの諸給付はもっている。しかし、それらの諸給付は、それらの制度 자체では廃疾を補償しない。

給付の2番目の型——受給に値する支払いの給付——は、日常生活において特定の仕事を行なう機能の喪失に対する補償と理解することができる。これらの給付は自分の世話、移動への障害もしくは職業に対する障害と関連づけられるかも知れない。そのようなある給付について、現在実施される顕著な例は付添手当であるが、戦争年金の受給者と産業傷害の受給者に適用される諸給付のある支払い分も、このカテゴリーに属する。諸給付の3番目の給付——補償として支払われる給付——は、次の点で受給に値する支払いの給付と異なる。すなわち、前者の給付は、事実上、受給者が当人の障害を克服できる限度を参考としないで、(同一の年齢と性別の健康な人びとと比較して)廃疾者の蒙むった損失にかんする臨床的な評価にもとづいている。最も共通な例は戦争年金と産業傷害制度の廃疾年金である。受給に値する支払いの給付と比較すれば、それら両制度の給付は、受給者が当人に最も小さな影響を与えている廃疾を克服できる場合においてさえも、当人を「廃疾者」として分類する利点をもっている。しかし、それらの給付は、収入を喪失してしまった人びとともに働いている人びとにも属性として支払われるものを、

受給に値する支払いの給付と共有している。

イギリスでは、偶発的事故への給付と補償として支払われる給付との間における基本的な区別は、第1次世界大戦に遡る。その当時、支払われる収入の喪失は、数年の間、1897年の労働者補償法により廃疾になった労働者に支払われており、労働に対する廃疾にもとづく長期的疾病給付は1911年に採用された。当初、後者の給付は、戦争による廃疾者への給付が、かれらの稼得能力も考慮すべきであるということを意図していたが、しかし、これは偽瞞的な発足であることを証明した。1917年の保証条令は、臨床的な損傷に関連づけられ、かつ、能力の一般的な喪失にもとづく廃疾制度を含んでいた。賃金は犯すべからざるもので、年金は収入に加えて支払われた。特殊なニーズと例外的な収入喪失に対する唯一の利点は、扶養家族と常時介護のニーズに対する追加的な手当と等級の間に設けられた廃疾度の差に用意されている。

そのうちに、労働者補償制度は災害を蒙った労働者に（最高の上限を条件として）賃金喪失の2分の1を支給し、また、1920年には、戦争年金の制度を改造するある提案が、ホールマン・ジョージ委員会によりはっきり拒否された。労働組合が主唱したように、ベヴァリッジは収入の喪失が新しい産業傷害制度の基礎を形作るべきだということを、同様に提案した。つまり、かれの報告は支払われる金額が収入喪失の半分から3分の2に引上げられるべきであると勧告した。しかし、この件では、政府は戦争年金に代る産業傷害給付を計画するために、1943年に内務省によって行なわれた反対の提案を受諾した。しかし、1948年に制度が発足する以前に、収入喪失の基礎——特別障害手当——は、もはや常備の仕事に就かないか、または、同等の基準をもつ労働に従事しない労働者を含んでいた。ある同様な手当が戦争年金に採用された。

これらの変化にもかかわらず、国民保険の疾病給付は労働不能の人びとに対

して制限された支払いを続けていた。1966年に、労働党政府は直前の課税年度における収入にもとづくある短期的な補足給付を採用することにより、収入の喪失に結びつける関係を確立した。1969年に、年金制度の計画はより一層前進し、6カ月以上労働不能が継続している場合に、所得比例の廃疾年金を支払うことを提案した。しかし、この年金制度の計画は実施されなかっただし、また、次期政権を担当した保守政党は定額の廃疾年金を設けたが、その年金は私的な貯蓄を用意できなかった若年の廃疾者に増額していた。それらは労働党の案から介護手当も引継いでおり、その手当は、前述したように、能力の喪失をなんら評価していないし、また、完全に収入と結びつけられていないので、受給に値する支払いの給付のように新しい基盤を示した。

現在では、将来にとって何が正しい方法といえるだろうか？ ある人びと、とくに、廃疾所得グループの人びとは、廃疾年金が所得比例になっていると主張してきた。しかし、慢性的疾患は喪失する収入の最も少ない不熟練労働者にもしばしば発生する。かれらには、権利として支払われ、かつ、廃疾の原因、保険の加入状態、平均的な生涯の収入、もしくは、現在の賃金と無関係に支払われる補償的支払いによる給付により一層大きな意味がある。同時に、戦争による廃疾と産業災害の廃疾について、現在選択方式になっている制度は管理・運営上の支出が承認されなければならないし、また、全国民にそれらの制度を適用するには、資源（人的資源を含めて）は費用の高いものになるだろう。最終的な決定を下す前に、これらの特殊な制度の事実上の運営についてより一層知る必要がある。

Compensation for Disability, Journal of Social Policy, July 1974, pp. 193 - 211 ; No. 59, 74/75.